

議 第 9 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の  
導入延期を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

令和元年10月の消費税率の引上げとともに軽減税率制度が実施されたことに伴い、複数税率のもとで適正な課税を確保するため、令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることに先立って、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されることとなっている。

しかしながら、インボイス制度においては、免税事業者は適格請求書を発行できず、仕入税額控除の対象から外れることから、免税事業者が取引からの排除や不当な値下げを強いられるおそれがあること、課税事業者への転換を余儀なくされ、納税に伴う負担が増加することに対する懸念の声が上がっている。

新型コロナウイルス感染症の影響で中小事業者が経営難に苦しみつつも事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいる中、インボイス制度の導入により更なる負担が課されることになれば、経営意欲を失い、廃業を選択する中小事業者が増加し、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながりかねない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域経済の基盤であり、雇用の受け皿である中小事業者がコロナ禍を乗り越え、事業存続と再生に注力できるようにするため、インボイス制度の導入を延期するよう強く要請する。